



2020年2月4日

各 位

会社名 ジェイリース株式会社
代表者名 代表取締役社長兼会長 中島 拓
(コード番号：7187 東証第一部)
問合せ先 取締役専務兼執行役員
経営企画本部長 中島重治
(TEL. 03-5909-1245)

役員退職慰労金受給権の放棄及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり役員退職慰労金受給権放棄の申し出を受け、2020年3月期決算において特別利益を計上することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 経緯

当社は、代位弁済立替金に対する貸倒引当金の算定方法等の見直しに伴い2018年12月14日付「2019年3月期第2四半期報告書の提出及び過年度の有価証券報告書、四半期報告書の訂正に関するお知らせ」及び2019年11月14日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、それぞれ同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を九州財務局に提出いたしました。

また、本日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の発生に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、これら過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する課徴金納付命令を发出するよう勧告が行われております。

これら一連の処理に対する経営責任を明確化し、今後の信頼回復への決意を新たにすするため、下記2. 記載の取締役から役員退職慰労金受給権の自主的返上について、本日、取締役会に申し出が行われたものであります。

2. 特別利益の発生

役員退職慰労金受給権の放棄による役員退職慰労金の過年度引当分21,833千円につきましては、2020年3月期通期決算（第4四半期）において特別利益に計上いたします。

なお、2014年4月以降、取締役（社外取締役を除く）に対する役員退職慰労金受給権の追加発生を停止させており、放棄額は現任の取締役（社外取締役を除く）に対する役員退職慰労金受給権（役員退職慰労引当金）の全額であります。

監査役及び社外取締役につきましては、その職務の性質上、2014年4月以降も役員退職慰労金受給権の追加発生を継続しており、本件放棄以降の当社の役員退職慰労引当金残高は、監査役及び社外取締役に対するもののみとなります。

放棄者及び放棄額

代表取締役社長兼会長	中島 拓	17,499,167 円
取締役副社長（経営管理本部長）	中島 土	1,658,612 円
取締役専務（経営企画本部長）	中島 重治	2,675,274 円

3. 今後の見通し

業績は概ね順調に推移しているため、2020年3月期通期連結業績予想につきましては、変更ありません。今後、開示すべき事項が生じた場合、速やかに開示を行います。

以 上